

1 条例改正の目的・趣旨

令和7年4月から中原市民館、高津市民館、高津市民館橋分館及び高津図書館橋分館へ指定管理者制度を導入するため、川崎市立図書館設置条例及び川崎市市民館条例の一部を改正します。

2 これまでの検討の経緯

(1) 「今後の市民館・図書館のあり方」(令和3年3月策定)

社会状況が変化し、市民ニーズも多様化する中、市民館・図書館が、地域の中でそれぞれの機能を最大限に発揮しながら、全ての市民が生涯を通じて学び続けることができるよう、概ね10年後の未来を見据えた理念を掲げ、その役割を果たしていくため、それぞれの施設運営や施設整備の方向性を示すものとして策定しました。

**10年後の未来に向けて** 「人生100年時代の生涯学習社会の実現」  
 ～生涯を通じた学びと成長～  
 10年後の川崎の未来に向けて、「人づくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」を通じ、持続可能な地域づくりと安心して暮らされ続けるしくみづくりを進め、人生100年時代の生涯学習社会を実現する。

**今後求められる役割** 「学びと活動を通じたつながりづくり」  
 市民館・図書館は、市民自身が学習の成果を地域での活動に活かすことで充実感を味わい、更なる学びにつなげていくとともに、学びと活動を循環させることで、持続可能な社会の実現に向けた「人づくり」や「地域づくり」が図られるよう、それぞれの強みや資源を活かした連携を進めながら、「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たしていく。

**今後のめざす方向性**

- 行きたくなる市民館・図書館**  
 ～利用及び参加の更なる促進～  
 「誰もが行きやすい・参加しやすい」、「また行ってみたい・参加したい」市民館・図書館となることをめざす。
- まちに飛び出す市民館・図書館**  
 ～身近な地域に立脚した取組の推進～  
 まちに広がり、つながり、地域の誰もが身近に感じられる市民館・図書館となることをめざす。
- 地域の“チカラ”を育む市民館・図書館**  
 ～地域資源や担い手づくりの推進～  
 人づくり、つながりづくりを支える市民館・図書館となることをめざす。

＜効率的・効果的な管理・運営手法の検討＞

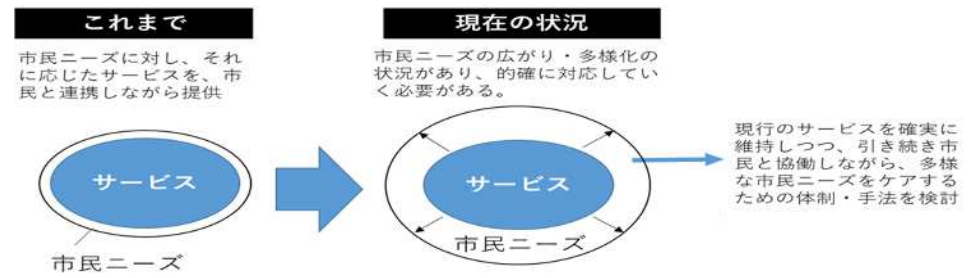
今後の管理・運営にあたっては、それぞれの施設形態や諸室の配置、設備の違いなどに応じた適切な維持管理を実施し、今後の市民館及び図書館の運営のあり方を踏まえながら効率的・効果的な管理・運営手法を検討することとしています。

**今後の市民館の運営のあり方**  
 求められる多様なニーズへの柔軟な対応や7区の地域特性に応じた事業・サービスの推進など。

**今後の図書館の運営のあり方**  
 より一層の全市的な図書館サービスの充実や求められる多様なニーズへの柔軟な対応など。

(2) 「市民館・図書館の管理・運営の考え方」(令和4年8月策定)

市民からの多様なニーズに的確かつ柔軟に対応し、従来からの事業・サービス水準をしっかりと維持しつつ、新たな取組を展開していくために、「今後どのような管理・運営の手法が、その実現のために適しているのか」、「生涯学習推進の拠点として最も市民ニーズに沿った市民館・図書館であるためにどうしたらよいのか」という視点に立ち効率的・効果的な管理運営手法を検討しました。



その結論として、多様なニーズ・課題への対応に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し事業サービスをこれまでの本市が培ってきた知識、経験の継続や、公共性にしっかりと配慮したうえで、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、「指定管理者制度」の導入を行うこととしました。

＜指定管理者制度導入にあたって＞

	市民館	図書館
(ア)指定管理者制度導入にあたっての主な視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会教育法に基づく社会教育振興の継続</li> <li>市民館運営の継続性の確保等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会教育法及び図書館法に基づく社会教育振興の継続</li> <li>選書、蔵書の中立性の確保等</li> </ul>
(イ)市と指定管理者の役割分担	効率的・効果的な館運営とともに事業サービスの向上を図るため、 <b>市がマネジメントを行うことを前提としつつ、市と指定管理者の役割分担を行い事業を推進します。</b>	
(ウ)区における生涯学習支援部門	館運営や事業を指定管理者に一部任せるとして <b>市職員は本来取組むべき、企画や新たな打ち出しに注力し、区役所のまちづくり部門、地域福祉部門等と連携し、アウトリーチや地域づくりを進めます。</b>	
(エ)指定管理者制度の導入形態	<b>指定管理者制度を全館導入</b>	川崎図書館、中原図書館、高津図書館及び多摩図書館は直営、それ以外の館は指定管理者制度を導入

# 川崎市立図書館設置条例及び川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について

## 3 指定管理者制度導入の今後の予定

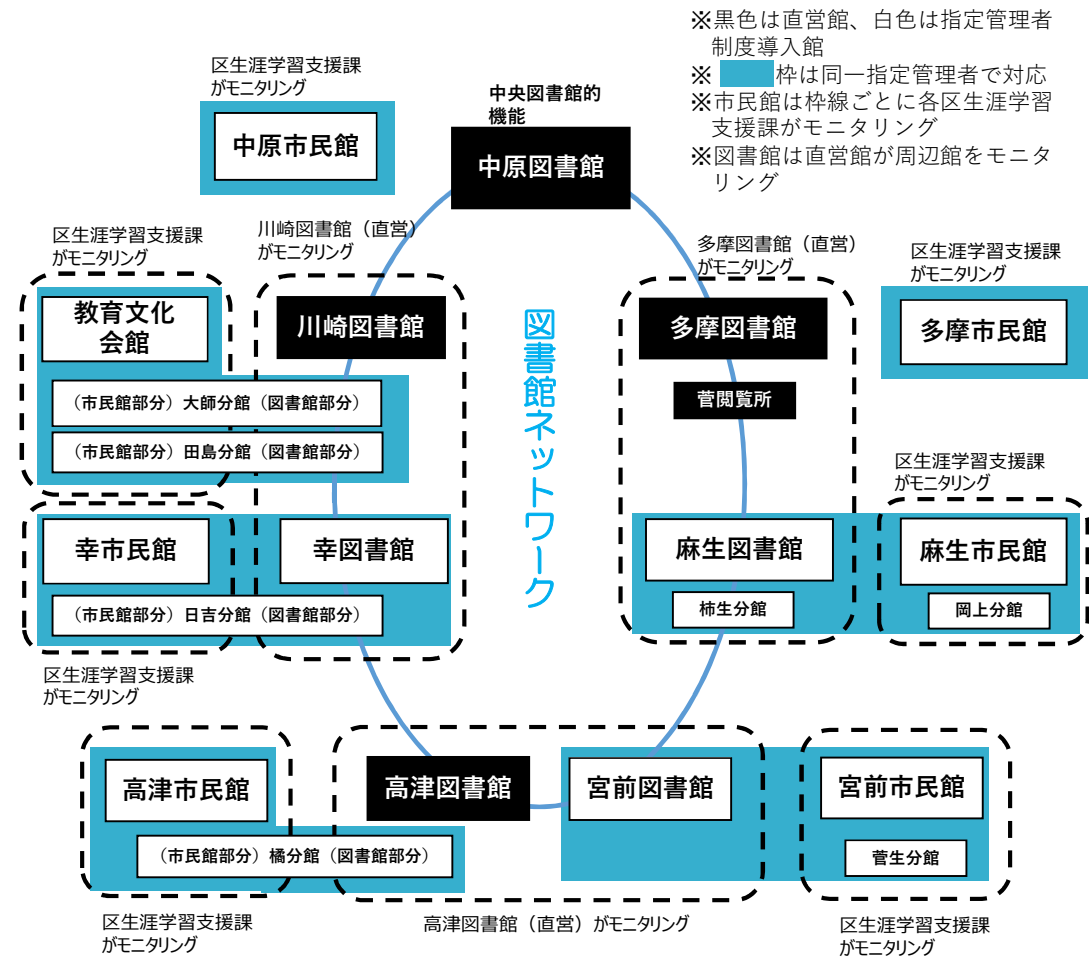
### (1) 市民館

市民館	導入時期
教育文化会館	調整中
大師分館（プラザ大師）	調整中
田島分館（プラザ田島）	調整中
幸市民館	市民館の改修工事後
日吉分館（プラザ日吉）	市民館の改修工事後
中原市民館	令和7（2025）年度
高津市民館	令和7（2025）年度
橘分館（プラザ橘）	令和7（2025）年度
宮前市民館	市民館の移転後
菅生分館	市民館の移転後
多摩市民館	令和8（2026）年度
麻生市民館	令和8（2026）年度
岡上分館	令和8（2026）年度

### (2) 図書館

図書館	導入時期
川崎図書館【直営館】	—
大師分館（プラザ大師）	調整中
田島分館（プラザ田島）	調整中
幸図書館	図書館の改修工事後
日吉分館（プラザ日吉）	図書館の改修工事後
中原図書館【直営館】	—
高津図書館【直営館】	—
橘分館（プラザ橘）	令和7（2025）年度
宮前図書館	図書館の移転後
多摩図書館【直営館】	—
麻生図書館	令和8（2026）年度
柿生分館	令和8（2026）年度

## 4 指定管理者制度導入後の各館関係図



## 5 スケジュール

施設名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
●中原市民館 ●高津市民館／橘分館 ○高津図書館橘分館	9月 改正条例 議案 提出 指定管理者募集準備 (仕様作成等)	4-5月 指定管理者 募集 6月 民間活用 事業者選定 評価委員会 指定管理者の 決定	9月 指定議案 提出 指定管理者による 運営開始準備 (引継ぎなど)	4月 指定管理者による運営開始
●多摩市民館 ●麻生市民館／岡上分館 ○麻生図書館／柿生分館		9月 改正条例 議案 提出 指定管理 候補者の決定	9月 指定議案 提出 指定管理者募集 準備 (仕様作成等)	4-5月 指定管理者 募集 6月 民間活用 事業者選定 評価委員会 9月 指定議案 提出 指定管理者による 運営開始準備 (引継ぎなど)

\*教育文化会館、大師分館、田島分館、幸市民館、幸図書館、日吉分館、宮前市民館、宮前図書館及び菅生分館の導入時期は調整中